

貸金業の規制等に関する法律施行細則及び広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第九十六号

貸金業の規制等に関する法律施行細則及び広島県行政組織規則の一部を改正する規則

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和五十八年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貸金業法施行細則

第一条中「貸金業の規制等に関する法律(」を「貸金業法(」に、「貸金業の規制等に関する法律施行令」を「貸金業法施行令」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第二条中「第一条第二項」を「第一条の五第二項」に改める。

第五条第一項中「第三十条第二項」を「第二十六条の二十九第二項」に改め、同条第二項中「第三十条第三項」を「第二十六条の二十九第三項」に改める。

第七条中「第三十五条第二項及び法第四十二条第三項」を「第二十四条の六の十第五項」に改める。

別記様式中「又は貸金業協会」を「、貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者及び貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者」に改める。

(広島県行政組織規則の一部改正)

第二条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条総務管理局の部商工金融室の項第五号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十二月十九日から施行する。